

付 議 第 2 号

高知県教科用図書選定審議会への諮問議案

高知県教科用図書選定審議会に対して、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和 39 年政令第 14 号）に基づき、別紙のとおり諮問することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 16 号の規定により議決を求める。

高知県教育委員会事務委任規則
第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。
（16）法令又は条例に基づく附属機関に対して重要な諮問を行うこと。

別紙

高知県教科用図書選定審議会会長 様

平成26年度以降に、県立特別支援学校において使用する学校教育法附則第9条の規定による一般図書の採択に必要な資料及び市町村教育委員会等への指導に必要な資料作成について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第9条の規定に基づき諮詢します。

平成25年 月 日

高知県教育委員会

参考資料 1

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

昭和三十九年二月三日政令第十四号

(抜粋)

最終改正：平成二〇年七月一六日政令第二二四号

(教科用図書選定審議会の設置期間)

第八条 教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）を置く期間は、四月一日から八月三十一日までとする。

(選定審議会の所掌事務)

第九条 選定審議会は、都道府県の教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び必要と認めるときは、これらの事項について都道府県の教育委員会に建議する。

一 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う教科用図書の採択に関する事務について都道府県の教育委員会の行う採択基準の作成、選定に必要な資料の作成その他指導、助言又は援助に関する重要事項

二 都道府県の設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事項

(選定審議会の委員)

第十条 選定審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県の教育委員会が任命する。この場合において、第一号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、委員の定数のおおむね三分の一になるようにしなければならない。

一 義務教育諸学校の校長及び教員

二 都道府県の教育委員会の事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員並びに市町村の教育委員会の委員、教育長及び事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員

三 教育に関し学識経験を有する者

2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定審議会の委員となることができない。

(教育委員会規則への委任)

第十二条 前条に定めるもののほか、選定審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定める。

(採択地区の設定の特例)

第十三条 =省略=

(採択の時期)

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の八月三十一日までに行わなければならない。

2 九月一日以後において新たに教科用図書を採択する必要が生じたときは、すみやかに教科用図書の採択を行わなければならない。